平成２８年（フ）第１９号
石川県加賀市山中温泉上原町ワ515番地
債務者　中谷美千代
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第８０号
長野県飯田市鼎中平2290番地
債務者　栁澤まゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３号
長野県下伊那郡高森町山吹632番地５
債務者　山本　佳弘
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３３号
三重県津市高茶屋５丁目４番18号　ディアコートＢ棟201号
債務者　貫井香代子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５号
三重県津市阿漕町津興222番地８　南阿漕２号館203号
債務者　宇野　　芳
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
滋賀県長浜市朝日町38―８　オリエンタルハイツ朝日201号、住民票上の住所滋賀県長浜市千草町12番地７
債務者　宮島　保名
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第６号
兵庫県淡路市岩屋430番地１
債務者　下原　照子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
愛媛県松山市西石井３丁目16番32号　西石井団地２棟228号
債務者　清家　理絵
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
宮崎県日南市北郷町大藤甲597番地１、前住所宮崎県日南市大字板敷2540番地１
債務者　川田　哲夫
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｃ棟403号
債務者　岩元　　優
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
山口県周南市大字須々万奥957番地の５　ケアハウス周南温泉、前住所山口県周南市大字戸田1539番地の12
債務者　松尾　芳行
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１２８号
北九州市小倉北区赤坂３丁目４番10―406号
債務者　宮崎　未穂
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５３号
名古屋市中川区前田西町３丁目1401番地（県営西前田第二住宅４棟302号）
債務者　片野サチ子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２８号
名古屋市南区鶴田１丁目２番３号　シャトレ鶴田303号
債務者　稲毛　純一
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０号
熊本県荒尾市宮内６番地１　クローバーＡ棟
債務者　吉浦　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１２８３号
名古屋市千種区清住町２丁目30番地の３　アネックス東山３Ｄ
債務者　龍　　和寛
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４号
愛知県豊明市新栄町４丁目146番地２　志水荘101号、従前の住所愛知県豊明市栄町上姥子１番地11　コーポさつき103号
債務者　高田洋次郎こと　高田洋次郎
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部